

労働保険事務組合北日本労務管理協会 団体規約

第1章 名称及事務所

(名称)

第1条 本団体は、労働保険事務組合北日本労務管理協会と称する。

(事務所)

第2条 本団体は、事務所を 札幌市中央区南8条西4丁目422番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本団体は、労働基準法並びに労働者災害補償保険法及び雇用保険法、労働保険徴収法に基づき、中小企業主及び労働者の福利厚生を図り、産業の発展と振興に資することを以て目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 労働保険事務組合に関すること。
2. 中小企業主及び労働者の福祉に関すること。
3. 安全衛生に関すること。
4. その他本団体の目的に必要な事項。

(範囲)

第5条 本団体は、北海道全域の労働保険事務組合に加入しようとする中小企業主及びその趣旨に賛同する者をもって組織する。

第3章 会 員

(資格)

第6条 本団体の目的趣旨に賛同し、入会した中小企業主を会員とする。

- 2 新たに会員になろうとするものは、別に定める入会申込書によってその旨、理事長に届出なければならない。
- 3 理事長は、前項によって入会申込書を受理したときは、理事会の承認を経てその加入を決定するものとする。

(会員の区分)

第7条 本団体の会員を分けて次の二種とする。

- 1 事業主会員 本協会に労働保険事務の処理を委託した会員をいう。
- 2 特別会員 本会の趣旨に賛同する上記以外の会員をいう。

(委託手数料の納入)

第8条 委託手数料は事務処理量を勘案し、会員と協議の上決定する。

(退会)

第9条 本団体の会員が退会しようとする時は、その旨理事長に届出なければならない。

(資格喪失)

第10条 本団体の会員は、次の場合は退会したものとみなす。

- 1 本人からの届出があった時
- 2 事業の閉鎖

3 除名

4 委託手数料の納入を3ヶ月以上怠った時

(除名)

第11条 本団体の名誉を毀損し、又は目的趣旨に反するような行為があったとき、若しくは犯罪を犯した時は、総会の議決を経て理事長はこれを除名することができる。

第12条 既納の委託手数料又は拠出金は、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

第4章 資金及び会計

(資産の構成)

第13条 本団体の資産は、次の各号に掲げるものより成る。

1. 委託手数料
2. 寄付金
3. 事業に伴う収入
4. その他の収入

(経費支弁)

第14条 本団体の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第15条 本団体の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て定める

第16条 資産のうち現金は、銀行に預け入れ保管する。

(剰余金処分)

第17条 年度末に剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰越すか又は、積立金として積み立てるものとする。

(予算及び決算)

第18条 理事長は、本会の毎年度の歳入歳出予算は、年度開始前に理事会の承認に付し総会議決を経て定め、歳入歳出決算は年度終了後3ヶ月以内にその年度末財産目録と共に監事の監査を経て理事会の認定を経て、かつ総会の承認を求めるものとする。

(予備費)

第19条 本団体は、不時の支出に充てるため、予め予備費を設けることができる。

(会計年度)

第20条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員及び職員

(役職員)

第21条 本団体に次の役職員を置く。

- | | |
|---------|-------------------|
| 1. 理事長 | 1名 |
| 2. 専務理事 | 1名 |
| 3. 理事 | 3名 (理事長及び専務理事を含む) |
| 4. 監事 | 1名 |

(役員を選出)

第22条 理事長、専務理事は理事会の議決を経て選出する。

- 2 理事及び監事は、会員の役員・社員の内、事務組合運営及び労働保険実務に精通する者の中から総会にて選出する。

(役員任期)

第23条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期はそれぞれ前任者の残任期間とする。

第24条 役員任期満了の場合であっても後任者が就任する迄、前任者がその職務を行なうものとする。

(役員職務)

第25条 理事長は本団体を代表し、業務を統括する。

2 専務理事は緊急事項を処理し運営の掌に当たる。

3 専務理事は理事長の指揮を受け通常業務及び会計業務を処理する

4 理事は総会又は理事会に出席し議案を審議する。

5 監事は会計を監査する。

(事務局)

第26条 本団体に事務局を置く。

第6章 機 関

(機 関)

第27条 会議は総会、理事会とする。

(総会の構成)

第28条 総会は会員と役員を以って構成する。

(総会の開期)

第29条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年1回6月に、臨時総会は理事会で必要と認めた時、会長がそれぞれ召集する。総会の議長は、会員の中から選出する。

(総会の召集)

第30条 総会の召集は、少なくとも総会の日より5日前に、会議の目的とする事項、場所及び日時を明記して書面をもって通知する。

(総会の決議事項)

第31条 次の事項は、総会の決議又は承認を得なければならない。

1. 事業計画
2. 予算及び決算
3. 規約の制定改廃
4. 委託手数料の徴収方法
5. その他理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第32条 理事会は、理事長、専務理事、理事で構成し、理事長が必要に応じて召集する。理事会の議長は理事長が当たる。

(理事会の決議事項)

第33条 次の事項を付議する。

1. 事業計画の決定
2. 総会に提出すべき議案
3. 業務執行の諸事項
4. 追加予算
5. 臨時会費の徴収
6. その他総会を開くひまがない場合における重要事項

(会議の委任)

第34条 欠席者は、書面を以って表決権の行使を他の出席者に委任することが出来る。

(会議の成立と議決)

第35条 会議はすべて2分に1以上の出席がなければ開くことができない。議事は過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

第36条 監事は、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。
(解散及び残余財産の処分)

第37条 総会において4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

2 解散したときの残余財産は、理事会の議決を経て総会で、会員の4分の3以上の同意を得なければ処分することが出来ない。

第7章 附 則

(規約の改廃)

第38条 この規約は、総会で全会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(細則の制定)

第39条 本団体に必要な細則は、理事会において定める。

第40条 本規約は、昭和56年4月1日より実施する。
平成20年7月1日 一部改訂